

建築申請 memo **2021**

編集 / 建築申請実務研究会

* 8~11以外の物品販売店舗・飲食店 * 12. 当該用途部分が2階以下、かつ、1,500㎡以下の場合に限り建築可能 (▶ 建法別表2-1(ア)~7・B) * 13. 当該用途部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 (▶ 建法別表2-1(ア)~4) ただし、次の用途は3,000㎡を超えても建築可能 (▶ 建令130の7の2) 税務署・警察署・保健所・消防署等、その他大臣指定のもの					* 12	* 13														
店舗・飲食店・展示場等床面積の合計 > 10,000㎡ 遊技場・馬券発売所等床面積の合計 > 10,000㎡ ※ 欄外に [] とあるのは用途無指定地域でも建築禁止																				* 24
上記以外の事務所等 * 12. 前掲 * 13. 前掲					* 12	* 13														
集荷場等 (下記内容のもの)																				

建築物省エネ法 (規制措置)		環境		47-2
▶ 建築物省エネ法11, 12, 19				
● 従来の省エネ法から新省エネ法 (建築物省エネ法) への移行 (A: 建へ面積)				
		＜従来の省エネ法＞		特定建築物
大規模建築物 A ≥ 2,000㎡	非住宅	届出義務 [著しく不十分な場合] 指示・命令	届出義務 [著しく不十分な場合] 指示・命令	特定建築物
	住宅	届出義務 [著しく不十分な場合] 指示・命令	届出義務 [著しく不十分な場合] 指示・命令	特定建築物
中規模建築物 300 ≤ A < 2,000㎡	非住宅	届出義務 [著しく不十分な場合] 勧告	届出義務 [著しく不十分な場合] 勧告	特定建築物
	住宅	努力義務	努力義務	
小規模建築物 A < 300㎡	下欄以外	努力義務	努力義務	
	住宅事業者の戸建て住宅	努力義務 [必要な場合勧告・命令]	努力義務 [必要な場合勧告・命令]	
● 建築物省エネ法の適用対象について		適用除外		
① 居室を有しない、又は、高い開放性があるため、空調設備を設ける必要がない。Ex. 自動車庫、駐輪場、畜舎、アーケード、スポーツ練習場		② 文化財などの保存のため、省エネ基準に適合させることが困難		
③ 仮設建築物		▶ 建築物省エネ法11, 18, 19, 22 ▶ 建築物省エネ法7		

主な改正概要

- ◆ 建築基準法の改正 (令和2年法律第43号) により定められた「居住環境向上用途誘導地区」(法第60条の2の2) についての記載を追加いたしました。
- ◆ 建築基準法施行令の改正 (令和元年政令第181号) 等に伴う国土交通省告示の制定と改正をフォローアップしました。
- ◆ 建築物省エネ法の改正 (令和元年法律第4号: 令和3年4月1日施行分) に対応した解説を加え、項目を充実させました。



B5判・総頁546頁
定価4,840円 (本体4,400円) 送料570円
0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

- ▶ 建築基準法と他の法令との関係も、チェック項目ごとに可能な限り取り入れ、広い視野に立って判断できるようにしてあります。
- ▶ 法令チェック項目と、官庁での審査項目とを対応させ、一番ポイントになる部分に力点を置いて説明してありますので最小限の努力で最大の効果が得られます。
- ▶ 随所に実務に役立つメモ (アドバイス) を入れ、設計・施工に際して、誤りのないよう配慮してあります。

カラーで見る
申請手順のマニュアル

むずかしい法令を徹底的に図表化して、カラー印刷で見やすくするなど、申請する人の立場に立った分かりやすい誌面となっています。

本書の電子版が無料でご覧いただけます!

用途地域内の建築制限概要①		用途地域		13-2
建築可能	建築不可	建築可能	建築不可	建築可能
※ 1. 用途地域は、用途地域法に基づき定められたものであり、かつ、次の各号に掲げる用途地域に指定されたものである。				
※ 2. 用途地域法に基づき定められたものであり、かつ、次の各号に掲げる用途地域に指定されたものである。				

ご購入者 限定 (2023年3月31日まで)

パソコン、タブレット・スマートフォンで閲覧可能 (ストリーミング形式)

- 便利な機能**
- 目次からのリンクによるジャンプ
 - 各頁の上部中央には目次の該当頁へ戻るリンクを設定
 - 全文検索機能付き

掲載内容

- A 予備知識等**
 - 申請準備
 - 基本知識
- B 建築確認申請と関連する他法令による規制**
 - 営業の規制
 - 開発の規制
 - 防災・衛生の規制
 - 地域の規制
 - 境界の規制
 - 街づくりの規制
- C 建築確認申請に対する建築基準法による規制**
 - 敷地
 - 容積率
 - 日影
 - 法22条区域
 - 特殊建築物
 - 内装制限
 - 安全の検証
 - 居室
 - 道路
 - 用途地域
 - 建蔽率
 - 防火・準防火地域
 - 木造等の大規模建築物
 - 防火区画
 - 階段
 - 避難通路等
 - 換気
 - 外壁・高さ
 - 境界
 - 廊下・出口等
 - 非常用出入口
 - シックハウス対策
- D 申請準備・消防法その他の対策**
 - 防災
 - 申請書の作成
 - 条文一覧表
- E 付録**
 - 煙突
 - 避雷
 - 一般構造規定
 - 福祉施設
 - 非常用照明
 - 便所
 - 耐震化
 - 市街地整備
 - 昇降機
 - 構造計算
 - その他
 - 住宅品質確保

● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。